

<p>件 名</p>	<p>亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>総合政策部 総務課</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する市長及び副市長の期末手当の額を減額するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 令和2年6月及び12月に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額を基礎として計算した市長及び副市長が受けるべき額から市長にあつては20万円を、副市長にあつては15万円を減じた額とします。 <新附則第13項関係></p> <p>(2) その他規定の整理を行います。 <附則第9項及び附則第11項関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する教育長の期末手当の額を減額するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 令和2年6月及び12月に支給する教育長の期末手当の支給について、当該期末手当の額は、本条例第3条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額を基礎として計算した教育長が受けるべき額から10万円を減じた額とします。 <新附則第7項関係></p> <p>(2) その他規定の整理を行います。 <附則第5項及び附則第6項関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例	総合政策部 総務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する病院事業管理者の期末手当の額を減額するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 令和2年6月及び12月に支給する病院事業管理者の期末手当の支給について、当該期末手当の額は、本条例第3条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額を基礎として計算した病院事業管理者が受けるべき額から10万円を減じた額とします。</p> <p style="text-align: right;"><新附則第6項関係></p> <p>(2) その他規定の整理を行います。 <附則第4項及び附則第5項関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	生活文化部 市民課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>令和2年4月7日に閣議決定されました「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険税等の免除を行う。」とされたことを踏まえ、厚生労働省及び総務省から市町村等に対して国民健康保険税等の減免の取扱いについて示されたことから、その要件を満たす被保険者等に対して国民健康保険税が減免できるよう、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）により地方税法が改正され、改正規定の一部が令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額等を算定する場合における長期譲渡所得の金額から控除する金額に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第35条の3第1項の規定（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）の適用により控除する金額を加えます。</p> <p style="text-align: right;">＜附則第8項及び附則第9項関係＞</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免に関する特例を設けることとします。</p> <p style="text-align: right;">＜新附則第20項関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、国民健康保険の被保険者に係る所得割額等の算定に関する規定の施行日は、令和3年1月1日とします。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免に関する特例の規定は、令和2年2月1日から適用することとします。</p>		